

第33回上海IPG会合

日時 2008年3月20日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階BallroomA

○藤川 太陽誘電と申します。太陽誘電という会社は主に電子部品の製造をしています。

先ほど松木様からお話があったように、光ディスクも製造していますが、日本国内では唯一、光ディスクを製造している会社になりました。最近、光ディスクの関係でかなり模倣品が出ています。ここ3年ぐらいずっと活動してきましたが、今回上海 I P Gに参加させていただいて、皆様とさらに一生懸命やっっていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○司会 藤川様、ありがとうございました。

続きまして、株式会社あかがね、日野様、お願いいたします。

○日野 こんにちは。皆さん初めまして。あかがね上海の日野と申します。

業務としては、私どもは印刷関係の会社をしています。直接的に知的財産権というところに弊社が携わるところはないかもわかりませんが、間接的に携わるところはあると思うので、個人的に勉強の意味で今回参加させていただいています。過去日本ではマーケティング研究会というようなもので、商品を発売するのにどのようなメーカーさん、クライアントさんがどういったプロモーションをかけているかとか、そういうような勉強のために私どもの仕事の中で少し関係のある部分を勉強したくて今回初参加させていただきました。今後ともどうぞよろしく願いします。（拍手）

○司会 日野様、ありがとうございました。

続きまして、シヤチハタの鶴飼様、お願いいたします。

○鶴飼 初めまして、シヤチハタの鶴飼と申します。

本日は日本の本社から知財課の私と、それから上海に事務所がありまして、そちらの薫事長をしております山田と2名参加させていただいております。今回は上海 I P Gにご承認いただきまして本当にありがとうございます。

私どもは常州市の隣に金壇市というところがあるんですが、そこらに製造拠点を構えまして4年ちょっとですね。それから、上海に事務所を構えまして2年ほど販売を行っております。筆記具業界というのは、意外に模倣品が多くて非常に困っていたのですが、ここ最近、皆様のいろいろご尽力もありまして、北京とか上海とか、そういったところは非常におさまってきているなという感じを受けております。ただ、南のほうはまだ少し残っているかなという感じになってきております。

これからより中国でいろいろ業態も広げていきたいと思っておりますので、勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。（拍手）

○司会 鶴飼様、ありがとうございました。

それと、前回新規メンバーでご欠席されておりました村田製作所、一林様、ごあいさつをお願いいたします。

○一林 皆様、こんにちは。村田製作所の一林でございます。

私どもは京都に本社を置いております電子部品のメーカーでございます。このたび上海 I P G のお仲間に入れていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

私どもの製品は非常に小さくて、米粒よりも小さいようなものが多くて、なかなか模倣品対策として有効な手立てを打つのが難しく苦勞しております。その一方で、世界のあちらこちらで模倣品が実際に見つかっているという現実がございます。今回お仲間に入れていただきまして、いろいろ情報交換させていただいたり、またいろいろご享受も賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○司会 一林様、ありがとうございました。

今回 5 社様が新規加入ということで、現在、上海 I P G のメンバーは136社となっております。今回は、2007年度の最終回ということになりますが、また来年度に向けまして上海 I P G の名簿の整理も今考えております。何回か前の会合の際に、規約の改正ということで、今年から上海 I P G 年回 6 回の会合中、出席回数が 2 回未満のメンバー様につきましては、以前は除名ということだったんですが、今年度新しい規約上では継続の意思を確認させていただくということに変更されております。これから年度末に向けまして、参加回数が 2 回に満たないメンバーの皆様には、継続の意思の確認を事務局のほうからさせていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

また、来年度の新たな上海 I P G の会員リストにつきましては、来年度から各社様、グループ代表 1 社のご登録というような形にさせていただこうと思っております。といいますのは、今メンバー数も随分ふえておりまして、例えば日本の本社、上海の子会社、さらにその他中国の各地の子会社と、それぞれが別々に登録されている企業さんも多くいらっしゃいます。そういった方を一たん整理する形でグループをまとめるような名簿を新たに作成する予定でございます。またそれに関しましては、皆様のほうにご確認のご連絡等行くかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、グループ代表で登録されておりましたら、例えば日本の本社であつたり現地法人の方、どなたでも参加いただくことは問題ありませんし、また、例えば I P G のこの会合のご案内などメールでお送りさせていただいておりますが、それも代表者のみに送るということではなく

て、複数の方にご登録いただければ、複数の方にお送りすることが可能です。またその辺は改めて事務局のほうからご連絡が行くと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

そうしましたら、各種連絡事項の②といたしまして、模倣品水際対策ワーキンググループ活動報告ということで、グループリーダーの荒川様、お願いいたします。

○荒川 私、カシオ計算機の荒川と申します。模倣品水際対策ワーキングの活動の報告をさせていただきます。

お手元の資料、2番目と3番目をごらんいただきたいと思います。2番目のものに関しましては、中国の海関総署との対話会を1月24日に行いました。最初、当初の時間は1時間という予定でしたけれども、テーマを絞りましてお話をさせていただきました。それで、時間延長して1時間40分になりましたけれども、一応向こうの中国海関総署の孟司長を含め、熱心に話を聞いていただけたと思います。その席の中で水際の真贋鑑定の手順であるとか中国の海関から見た問題点、それから日本の企業から見た問題点、こういったようなテーマに絞りまして双方の意見交換をさせていただいて、非常に有意義な対話会であったと思います。また、今後いろいろなテーマを絞りまして、中国の海関総署との話し合いは、水際の模倣品対策ワーキンググループとして継続して進めていきたいと思っております。また、そのほかでいろいろなご意見等、ご希望等があれば教えていただければその中に盛り込んでいきたいと思っております。

お手元の資料3のほうで杭州の税関セミナー開催報告というのがございます。水際の模倣対策委員会の中で、セミナーはこのようなものは9回目に当たります。この中でこの杭州の海関というのは輸出の拠点である義烏のマーケットを控えた大きな中国の海関でございますので、非常にこういうようなところに対するセミナーに関しては、重要なものであると認識しております。このところに関しましては、税関の法規処長みずから参加していただきまして、熱心に話を聞いていただけたと思います。こういったような中国の海関に対するセミナー、働きかけ等に関しましては、次年度以降も継続して進めていきたいと思っております。

その次の日本招聘に関してはやっただけですか。私からの報告は以上です。

○司会 続きまして、中国海関日本招聘報告ということで、これはJETROの事業といたしまして中国の税関総署の方、以下10名を日本にお呼びするという事業を先日行いました。簡単に前のスライドをごらんいただきながら、どんな感じだったかということも含めてご紹介したいと思います。

3月2日から8日、丸々1週間日本にお越し頂きました。お呼びしたのは中国海関総署政策法规司孟4司長を団体といたしまして、海関総署の方3名、それと広東分署を含む地方税関の

法規処の処長さんクラス、合計7名ということで招聘いたしました。以下行った活動を幾つかご紹介します。

まず、I I P P Fとの意見交換会がございまして、その日の午後ですね、シンポジウムを行いました。恐らくきょう参加されている方の中にもこちらのシンポジウムに参加された方もいらっしゃるかと思います。参加者230名ぐらいの非常に盛況なシンポジウムが開催されました。

そのほか経済産業省への表敬訪問、それから勉強会のようなことも行いました。それから、J E T R Oへの訪問、それとJEITA様主催で夕食会も開催されました。それから、日本では最大である東京税関、お台場のほうにありますけれども、こちらを訪問して実際にコンテナ検査センターといいまして、コンテナがトラックごとレントゲンに入っていきような、そういった施設の見学もいたしました。企業訪問ということで京都の島津製作所さんをご訪問させていただきました。また、大阪のほうでは関西国際空港の支所を訪問いたしまして、また、同じ関空の中にある大阪税関の郵便の支所のほうも訪問いたしました。それから、近畿経済産業局を訪問いたしました。近畿経済産業局に設置されている知財対策推進本部、これは各地方ごとに設置されておりますけれども、そちらの概要説明を受けました。

これはちょっと余計ですけども、幾つか観光なども入れさせていただいて無事終わりました。こういった形でJ E T R Oといたしましても、中国税関の方をお呼びすることで、我々の今後の活動にも非常に有益になるのではないかと考えております。

以上です。

続きまして報告事項の3番といたしまして、先日行われました浙江省T S Bセミナー開催報告ということで、津田様のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○津田 浙江省技術監督局との真贋判別のトレーニングセミナーについてご報告申し上げます。

上海I P Gでは 華東地域での取締当局との協力関係を深めるためにこの種のセミナーを行っております。先般、浙江省技術監督局から、農民保護活動の一環として、特に農薬を中心としたセミナーを開催してほしいという提案をいただき、農薬WGとして対応することになりました。これまで、私どもは、真贋判定セミナーに何度か参加しておりますが、業界単独での対応というのは、初めてのケースかと思えます。約1時間半の時間をいただいたので、これまで私どもワーキンググループで実施してまいりました日系農薬企業の被害状況およびその対策について全体報告を行い、その後、各社の真贋判定の紹介をいたしました。今回、ワーキンググループ全社の参加が出来なかったので、日本曹達上海の李磊さんが 各社を代表し、各社農薬製品の真贋判定のポイントを紹介いただきました。

今回のセミナーで思ったことは、業界単独でこのようなセミナーを対応することが可能であること。また、農薬の模倣品問題については、中国中央当局、また浙江省の技術監督局も非常に注目いただいていること。そしてまた、今後このような形式のセミナーが、他業界のセミナー開催の良い事例になればよいと思いました。

ただ、今回は、先方の都合に合わせたスケジュールでもあり、時間的な余裕も無く、当方からの参加者が限られていたことが残念でしたが、業界単独でのセミナーという初めての経験でよかったかと思えます。以上でございます。

○司会 津田様、ありがとうございました。

続きまして、第3回IPGグループ長会議開催報告をグループ長の久永様、よろしくお願いたします。

○久永 お手元にあります資料5をごらんくださいませ。それに基づきまして、IPGグループ長会議のご報告をさせていただきます。

このグループ長会議と申しますのは3局、北京、上海、杭州IPGのいろいろな所轄等につきまして、調整作業を行いまして相乗効果を上げる。それから、いろいろな活動におけるところの重複あるいはバッティングを避ける、そして一貫性を出すという形で今回が3回目でございます。

議事の内容でございますけれども、2008年度の各それぞれのIPGの活動の計画について説明がありました。これについては現在調整中でございます。それから、2008年度に行います重要な活動の一つでありますベスト・プラクティス・アワード、略称しましてBPAと書いていますが、これにつきましても討議が行われました。これにつきましては、4月21日に上海で開催される予定の「2008年中国知財保護ハイレベルフォーラム」にジョイントして開催する案を各IPGで出すと。3月中の第1週までに意見を求めまして、特にご反対がなければ本案を進めるということになっております。3月中に皆さんから応募いただきました案をいろいろと検討しまして、最終的にベスト・プラクティスを選定する予定でございます。時間が少ない中でございますけれども、ぜひふるって応募いただきたく存じます。

4番目には展示会の調査について、それから5番目には広東AICセミナーについて討議が行われました。この先ほども申し上げましたベスト・プラクティス・アワード及び2008年度の各IPGの計画、したがいまして、上海IPGの活動計画につきましては、後ほど詳細をご説明申し上げます。

以上でございます。

○司会 久永グループ長、ありがとうございました。

続きまして、江蘇省TSB上海IPGブランド保護連携フォーラムについて幾つかご報告させていただきます。

まず、日本招聘報告ということで先ほど税関のほうをご紹介しましたけれども、同様に江蘇省質量技術監督局の方もJETRO事業として日本に招聘をしております。それは簡単にスライドを用いてご紹介したいと思います。

今年の1月まだ寒い時期でありましたけれども、日本に招聘いたしました。こちらが招聘した4名の方ですね。夏局長、張副局長、朱処長、それと陳副総隊長と4名の方を日本にお呼びしております。以下主な活動をざっとご紹介します。経済産業省を訪問していろいろ意見交換をいたしました。また、IIPPFとの意見交換会、JETRO副理事長表敬訪問、またJETROの事業説明等も行いました。また、企業訪問といたしましてはエバラ食品様、それからトヨタ様ですね、訪問いたしました。名古屋では愛知県庁を訪問いたしました。簡単に補足しますと、江蘇省が愛知県と友好関係にありまして、愛知県のほうから知財関係でも江蘇省といろいろな形で協力していきたいということもありまして、愛知県庁のほうをご訪問させていただいて、いろいろ意見交換会を開催いたしました。それから、村田製作所様を訪問させていただきました。ありがとうございました。それから、住友化学様を訪問させていただきました。ありがとうございます。こちらはちょっと番外編ですけれども、恐らく皆様初めての経験が多かったかと思いますが、鹿にえさを与えたのも恐らく初めての経験だったのではないかと思います。非常にこちらも成功裏に終わったと思います。何件か企業訪問もさせていただきまして、IPGメンバーの皆様にはご協力いただきました。この場を借りて改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

そうしましたら、続きましてブランド保護連携フォーラムに関しまして、さらに2点ほどご報告させていただきます。

議事次第のほうに年次報告と書いてございます。こちらはブランド保護連携フォーラム、昨年の4月27日に設立総会を開催して、設立されまして、ちょうど1年がたつということで、その間いろいろなプロジェクト、事業、イベント等を開催してまいりました。その2007年の主な活動をアニュアルレポート、年次報告書にまとめるということで今作業をしております。年次報告書をまとめるに当たりましては、IPGのメンバーの皆様のうちプロジェクトにかかわられた皆様には情報提供等をお願いしているところでございます。既にいろいろといただいております。ありがとうございます。感謝申し上げます。

年次報告書のほうは4月前半には完成する予定でございまして、次回の会合では皆様にお配りできると思います。

続きまして、2008年度年次総会の調整状況ということで、こちらは資料6をごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、ちょうど連携フォーラムが始まって1年たちますけれども、設立の際に年に一度は総会を行うというような取り決めがなされております。こちらはごらんのような概要で5月28日に開催する予定としております。こちらはまだ調整中でございますけれども、昨年設立総会に参加された方は多いかと思っておりますけれども、江蘇省人民政府の副省長が昨年はお出席いただきましたけれども、ことしは省長に来ていただきたいというようなアプローチもしております。その他非常に大勢の関係各所の方にご参加いただく予定になっております。

この連携フォーラムの活動もまた今後ともさらに盛り上げてまいりたいと思います。こちらの年次総会のほうも正式に決まりましたら、また皆様にご連絡させていただきますが、ぜひご参加いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、先ほど久永グループ長のほうからグループ長会議の中でも触れましたけれども、IPGベスト・プラクティス・アワードの開催について幹事の林様のほうにご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○林 シャープの林です。よろしくお願いたします。

BPAについて、差し替え資料7にてご説明させていただきます。グループ長会議の中でこれらの内容が承認されました。現状ということで紹介させていただきます。

既に皆さんにはBPA案件の推薦のご案内ということで、3月11日付で事務局より、エントリー用紙が配付されております。提出期限が3月26日になっており、時間がありませんが提出をお願い致します。提出していただかないと選ばれることもありませんので、できるだけ参加をよろしくお願いたします。

案件選定の委員会に関して、3月31日に上海で開催の予定です。3時30分から行われます。参加については推薦案内の中に参加・不参加を記載して頂く項目がありますので、記載し、提出をお願いします。もちろん参加したい場合は、誰でも参加できますのでお願いたします。BPAの開催の目的は、簡単に言いますと、日本の企業、北京、上海、広東のIPG会員の知財問題に関し、優れた成果を創出した執行当局（担当者含む）へ感謝の意をあらわし、そのことによってIPGと中国当局のコミュニケーションを促進し、今後の交流強化、知財問題の円滑な解決を図るということが目的になります。開催の方法は、そこに書かれているとおりで、中



国政府の主催する中国知的財産ハイレベルフォーラムに、JETROが協力組織として参画し、同フォーラムのテーマ別セッションにおいて講演及びIPG代表が、講演等を行いまして、夜に行われる晩餐会の中で表彰、授与式を行うこととなります。

そのハイレベルフォーラムがどのようなものなのかということ、簡単に説明させていただきます。

このフォーラムは2005年より開始され、今回で4年目の開催となります。1回目から3回目は北京で開催され、上海で行われるのは今回が初めてということとなります。4月の知財ウィークにあわせて開催し、4月26日が世界の知的財産デーということもあり、今回は4月21、22日に行われることとなります。中国当局側の出席者は、昨年までは呉儀副総理が出席されておりましたが、今回は先般の全人代で引退されたこともあり、呉儀さんは出席されません。しかし、国家のMOROの主任等、日本で言えば副大臣クラスに当たる方や、関連当局の局長さん、日本で言うと長官のような方など、そういうハイレベルの方にご参加して頂きます。

次に、BPAをハイレベルフォーラムで行うことになった経緯を説明致します。IPG事務局では国家政府との調整の中で、単独開催ということをおもって考えておりましたが、調整が難航しておりました。そんな中、このハイレベルフォーラムの実行委員の方からIPGとこのフォーラムを一貫開催してはどうかというような提案があり、それに乗ったというのが経緯となります。ご説明させて頂きましたように、かなりハイレベルな方が来られるということなので、そのような場で、授与式を行うということは非常に有効なアピールになるのではないかと思います。

フォーラムの内容は、日本の知的財産権利行使戦略というテーマでの経済産業省の方の講演や、企業の知的財産戦略過程における政府の役割と作用ということで特許庁の方にも講演もございます。また、一番皆さんに関係する知的財産権保護戦略の発展というところで、上海IPGのグループ長に講演してもらおうということとなります。そのあと、ベスト・プラクティス・アワードとして10件選定した中で最優秀と言われるものを1つか2つ選びその会社の代表の方の講演ということになる予定です。実際に表彰は、夜の晩餐会の中で行うことになっております。以上かなり詳細な情報がございますが、皆さん見ていただいて、もしわからない点等ございましたら、事務局のほうにお問い合わせください。

このハイレベルフォーラムの参加は、ここに参加されている皆さん、あと広東省、北京IPGの皆さんも参加できます。また、関係する日本の会社の方も参加できるということなので、別途事務局から配布される参加申込書に記載して頂き、できるだけ参加をお願いいたします。

以上です。

○司会 林様、ありがとうございました。きょうお配りした資料7のアジェンダーが詳しく書かれておりますけれども、こちらはまだあくまで案ということで、そういった形の開催に向けて今調整中ということですので、若干変更する可能性があることはご了承いただきたいと思います。いずれにしましても、こちら中国知財保護ハイレベルフォーラムでベスト・プラクティス・アワード授与式典ということで、事務局幹事会としても来年度、2008年度の最大のイベントとなるのではないかとこのように考えております。日付は4月21日で決定しておりますので、ぜひ今から手帳にご記入いただいて、ぜひ皆様ご参加いただきたいと思います。今、ハヤシ様のほうからご連絡がありましたとおり、ご出席のご案内を事務局のほうからまた改めてお送りさせていただきますので、ぜひ皆様大勢の方にご参加いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、連絡事項7番、浙江省TSBとの協力活動についてなんですけれども、こちらは来年度の事業ということで2008年度の活動計画についてのご説明のあとということで、ちょっと順番を変更させていただきたいと思います。

8番、上海IPG中国知的財産権関連法勉強会について、これも2カ月に1度行っているものですけれども、こちらについて幹事の松島様のほうからご報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○松島 コニカミノルタ(中国)投資有限公司の松島です。お手元の資料9をごらんください。

会員企業様の中国人スタッフ向けの勉強会第5回目が1月18日金曜日に開催されました。

テーマは権利侵害並びに知財関連法等に関し、講師の方達弁護士事務所の張輝氏から講義を頂きました。48名という多数の参加を頂きました。2回目は明日3月27日に開催され、これが今年度の最後の勉強会となります。テーマは本田技研工業様の孫様より企業内の知財管理及び知財戦略の構築についてご講義頂く予定です。尚、本件勉強会に関しては、来年度も実施の予定です。

後日事務局の方からご案内が届くと思いますので、宜しくご検討の程、御願申し上げます。

○司会 松島様、ありがとうございます。資料9の2枚目にそのご案内を添付させていただいておりますが、既に多くの皆様から申し込みいただいておりますが、まだお申し込みでない方で、明日のご参加を希望される方がいらっしゃいましたら、こちらに本会合終了後に受付のほうに記入して提出いただければ、あしたご参加いただけますので、よろしくお願いたします。

続きまして、自動車部品ワーキンググループの2007年度の活動報告ということで、グループ長の土田様のほうから報告させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○土田 マツダの土田と申します。資料 10 をごらんください。

自動車ワーキンググループの07年度の活動結果報告をさせていただきます。

自動車ワーキンググループは、2007年7月にワーキンググループを発足しまして、当初はKYBさん、デンソーさん、トヨタさん、日産さん、ホンダさん、それから弊社の6社でワーキンググループを立ち上げました。そのあといすゞさんとスズキさんが加入されまして、ことしの3月の時点で、合計8社で活動を続けております。今年度は当局との連携とか被害実態の調査といったものを中心に活動してまいりまして、今後、来年度はそれをベースとしてさらにこの課題解決に向けて取り組みを深めていきたいというふうに思っております。

簡単に報告いたしますと、まず調査関係なんですけれども、模倣品市場の現場を見てその実態を把握するというので、東北地方、そこに書いてありますように、長春、瀋陽、大連の3都市の市場の調査を行いました。これは全員参加ではなかったんですけれども、有志で行ってまいりました。

それから、2番目に広東省の模倣品被害の実態を調査しようということで、広東省の主要な都市において模倣品の販売店の分布ですとか、工場、製造拠点の分布あるいは部品ごとの模倣品被害の分布はどうなっているかと、そういったデータをとろうということで、これはクエストIPRさんに委託しまして調査を行いました。

それからもう一つ、3番目に展示会の調査ですね。これはJETROさんの支援事業の中に展示会調査というのがあったんですけれども、それを利用いたしまして、上海のオートメカニカでの調査というのを行いました。

それから、当局との連携の関係なんですけれども、これは江蘇省のブランド保護フォーラムの活動の一環としまして、江蘇省のTSBと連携した摘発のキャンペーンを行いました。やり方としては、我々のほうからブラックリストをTSBのほうに提供いたしまして、それに基づいてTSBで工場ですとか販売店に対する自主的な検査、それから摘発というものを行っていただきました。これは、実はまだ完全には終了しておりませんで、現時点では南京市に対しての検査摘発というのは終了しております。今後常州、丹陽について当局がスケジュールを調整しているという状況です。

それから、3番目に当局との交流ということで、まず広東省の当局に対する表敬訪問というのを行いました。これは日ごろ積極的に取り締まり活動をしていただいている広東省の当局に対して、お礼をかねて表敬訪問するというもので、ワーキンググループの紹介もかねて行ってまいりました。そこに書いてあります黄埔税関、広東省の工商局、それから広東省保護知識産

権挙報投訴中心を訪問してまいりました。T S Bについてはちょっと先方の都合がつかなくて直接訪問をすることはできなかつたんですが、後日 J E T R O 広州さんのほうに別の日に改めてちょっと訪問していただいて、感謝の盾の贈呈をしております。

それから、2番目に広州市当局との交流会というのがあります。ただ、これは実際にはまだ行われておりません。当初は11月の下旬に交流会をやるということでスケジュール調整をしていたんですが、当局側のスケジュールが合わなくなりまして、延期という形になっております。これは引き続き来年度進めていきたいというふうに考えております。

それから、3番目に広州市副市長との面談。これは広州市の知財担当の副市長さんが広州市が自動車部品の模倣品の被害が大きい、大きいと言われているが本当なのかと。その実情を知りたいという要望が先方よりありまして、ではということで副市長さんと面談して、その辺の被害の状況を理解していただくということで進めております。これもまだ調整がついておりませんで、3月中に面談を行うということはやちょっと難しそうな状況です。来年度引き続き調整をして行っていく予定です。

それから、4番目に啓蒙イベントですね。これは広州市のT S Bが主催した消費者啓蒙イベントが9月にあったんですけれども、このときは当局のほうから業界の代表者1社で参加してほしいというようなちょっと制約がありましたものですから、ワーキンググループとしてホンダさんに代表として参加していただきました。そのほかワーキンググループでの活動を進めていく上でいろいろなルールをつくったり、ツールを整備するというようなことも今年度やってまいりました。来年度はこれをベースにさらに取り組みを深めてやっていきたいと思っております。

以上です。

○司会 土田様、ありがとうございました。

続きまして、2008年度の上海 I P G の活動方針についてご説明させていただきます。

2006年度、2007年度と会員の数もふえてまいりまして、またワーキンググループが立ち上がり、また活動の幅も大分広がってまいりまして、2008年度の活動計画を策定するに当たりまして、いろいろと活動の目標ですとか今の現状をちゃんと認識した上でつくろうということで、今回整理いたしました。お手元にお配りしました資料11と前方のスライドをごらんいただきながら、若干駆け足になると思いますが、ご説明したいと思っております。

活動計画の策定に当たりまして、1から4のことをまず考えてみようということで、それぞれご説明したいと思っております。

まず、IPGを取り巻く環境です。IPG全体の動向といたしましては、2007年度グループ長会議が発足いたしました。先ほど久永グループ長のほうからもご報告がありましたとおり、IPG間での連携が強化されたということが挙げられます。また、IIPPFとの関係の明確化、またアジア各地でもIPGが発足していることなどから情報共有、協力、非常にそういったことが迅速に行える環境ができてきているということが挙げられます。また、2007年度は上海IPGでは3つの基本方針を掲げまして、業界別のワーキンググループが発足し、また、事業も多様化し、また、華東地域の政府当局との交流も強化され、より高度な、高レベルな事業が実施できるような状況になってきているということが挙げられます。2007年度上海IPGのメンバーの皆様からのニーズですけれども、やはり情報発信、情報共有、メンバー間での情報共有というのが上海IPGの本来機能として求められているというところですね。それから、模倣品問題への対応、またさらに高度な知財問題についての情報提供、こういったものが求められております。これにつきましては、各種の模倣品問題解決につながるような事業的活動と本来機能である情報発信をバランスよく2008年度は進めていきたいというふうに考えております。

以上のところから、2008年度の活動の基本的な枠組みを模倣品問題、その他知財全般問題、また、各種のワーキンググループですとかプロジェクト、そういった特化した活動のサポートという3つの柱に整理してみました。

続きまして、それぞれ模倣品問題と、情報発信の考え方について整理してみました。

まず、情報共有、提供のほうですけれども、やはり上海IPGに参加されるメンバーの方々、業種、職種、非常にさまざまな方がいらっしゃいます。そういった方は業界ごとに分析、また各会合の参加者はどういった方が参加されているのかということをちゃんと把握して分析した上で、毎回の会合のテーマを設定していきたいというふうに考えております。

次に、模倣品問題、これもまた整理してみました。まず現状、模倣品問題がどういった状況にあるのかということもIPGのメンバーの皆様から寄せられる声をまとめてみたものがこちらです。……（テープ反転）……この模倣品問題を解決するに当たって、改善サイクルということで法の制定整備があり、その周知化があり、運用がありというようなサイクルにまとめてみました。こういったことが言えるかと思えます。上海IPGとしては、この法の周知化、法の運用、ここに視点を当てて活動をしていくということが上海IPGの役割だということができます。この法の周知化、法を運用するに当たって、短期・中期・長期のビジョン、目的をごらんのとおり整理してみました。それぞれの短期ビジョン、中期ビジョン、長期ビジョンにつ

いてニーズがどんなもので、現状これまでどういった活動をしてきて、そうなってくると、現在での課題はどういったものかというのをそれぞれ整理してみました。短期的には直近に解決すべき対応ということで、これは時宜に応じて発生する問題でございます。中期的に求められるのは政府当局との交流経路の確立・維持ということで、これまで既に江蘇省T S Bとの連携フォーラムや各地での当局向けのセミナー、その他いろいろな活動を行ってまいりました。一方で、この上海周辺、華東地域の中でもまだまだ交流が浅い、交流がない当局も多いということも言えますし、また、これまで主に省レベルでございましたけれども、例えば市レベルですとか、あとは国家の政府当局、それから今年度までは上海市、江蘇省、浙江省を中心に活動してまいりましたが、さらに周辺地域でのニーズもアンケート等で挙がっております。

次に、長期ビジョンです。こちらはニーズを对中国政府、対日系企業、対消費者ということで区分してみました。对中国政府につきましては、長期的には模倣品対策に注力した人間が得をする仕組みをつくるのが模倣品問題の解決につながるということが言えるのではないかと思います。これにつきましては、昨年度立ち上がった連携フォーラム等で成果をアピールすることがこれまでの活動だったんですけれども、まだまだアピールできる実績が少ない。また、国家政府当局との交流がまだまだ確立されていないということが課題として挙げられます。対日系企業につきましては、こういった会合で我々自身のレベルアップを図るということで、今後も会合等の活動を継続していくことが重要なのではないかと思います。模倣品問題の解決に当たっては、やはり消費者、実際に模倣品を購入される方の意識、原因の究明、そういったところがやはりポイントになるかと思いますが、これまで上海I P Gでは対消費者向けの活動というのは特に行ってきませんでした。ここに付きましても、2008年度以降、何らかの形で活動をしていければいいというふうに考えております。

今、短期・中期・長期ビジョンごとに整理しましたけれども、主に中期ビジョンで挙げられております政府当局との交流という意味で、どういった地域にニーズがあり、これまでどういった地域と活動を深めてきたかと、そういった地域ごとの検証も必要ということでこちらの図を載せてみました。事業実施アンケートではやはり浙江省へのニーズが一番高いと言えると思います。一方、江蘇省につきましては、既にフォーラム等で相当交流が盛んになっていますので、これは今後とも継続していくということが重要なのではないかと思います。また一方で、その他の地域もごらんのとおりニーズとして挙がっております。

こちらそれぞれの当局ごとにこれまでどんな活動を行ってきて、2008年度はどういった計画を立てているかというようなことをまとめた表です。ごらんいただければと思います。

ここからが、今まで検証してきた検証結果に従って、その課題と解決へつながる達成手段として2008年度の計画を考えるということでございます。

まず、短期ビジョンといたしましては、時宜に応じた問題解決ということで、こちらは本年度設置されました各業界別のワーキンググループ等が中心となってそれぞれの問題意識に基づいて活動していくというような方向が考えられます。次に、中期ビジョンとしての政府当局との交流です。こちらは江蘇省TSBとは非常に友好的な関係ができている一方で、まだまだその他のニーズがある地域で交流が浅いところもあるということは先ほど申し上げました。2008年度はそういったことを考えあわせまして、まずは浙江省が一番ニーズが大きく、また今後協力していく必要があるということで、浙江省TSBとの協力事業というのを2008年度の柱にしていきたいというふうに考えております。こちら詳細については、また後ほどご説明いたします。

その他各地方当局と色々なプロジェクトですとか、またはワーキンググループベースでの活動で交流経路の確立・維持を進めていくという方針が考えられます。

次に、長期ビジョンで挙げられました課題への達成手段といたしましては、先ほどご説明がありましたベスト・プラクティス・アワードまたは連携フォーラムや浙江省との協力事業、そういったものでアピールできる実績をどんどんつくり、また国家政府当局との交流経路を確立していくということが言えるかと思えます。また、アピール手段といたしましては、上海IPGとしてのプレス・リリースですね。マスコミを使った成果のアピールというのも来年度は考えていきたいかと思えます。それと、長期ビジョンで挙げた日系企業側のレベルの向上ということで、こういった全体会合やピックアップ講座、また知財法の勉強会なども継続的に続けていきたいというふうに考えております。また、先ほども触れましたけれども、対消費者向け活動というのも柱として入れていきたいというふうに思います。

こちらが今それぞれのビジョンごとに分けたのを関連づけてみましたけれども、関連づけるとぐちゃぐちゃしてわかりにくくなってしまいましたので、ちょっと飛ばします。

今までの検証、2008年度の活動計画の検証の中で挙げた活動項目を時系列ごとに整理すると、ごらんのようなになるかと思えます。最終的に目指すところは知財に関する問題が発生したときに迅速に対応ができるプラットフォーム、基盤または情報交流ルートを確立し、それによって模倣品の減少を目指すというようなことを上海IPGの活動の目標としたいというふうに考えております。

また、今挙げた活動をその活動主体ごとに整理してみたものがこれです。活動主体別に整理しますと、まず一つは上海IPGとしての全体活動、それとワーキンググループベースでの活

動、それと上海、北京、広東の各 I P G と共同で行う活動というような分類が考えられます。また、最後に上海 I P G で行った活動の成果、この成果の活用という部分も考えながら活動計画を設定する必要があるということでまとめてみたものがこちらです。

以上で説明を終わります。こういった形で運営幹事会ですとかグループ長会議の中で2008年度の活動についていろいろと検証してまいりました結果、2008年度活動計画ということで資料12につけてございます活動計画、これを策定いたしました。こちらにつきましては、久永グループ長のほうからご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○久永 このあと16時から2件ほどのご講演をいただく予定でございますし、今、事務局のほうからビジュアルにわかりやすく説明いただきましたので、活動方針、それから活動内容についての詳細な説明は省略させていただきます。ただ、活動内容のところでは基本活動、1番目としまして上海 I P G 全体会合を年に6回、原則として奇数月の第3木曜日に開催されるということ、それから3番目としまして上海 I P G のピックアップ講座年4回、原則として全体会合の直前に開催、それから、4番目としまして中国知財関連法勉強会、これは年6回、原則として全体会合の翌日に開催というふうに予定されておりますので、ぜひこれは年度活動の中に入れていただきたく存じます。

以上、2008年度の上海 I P G の活動につきまして、それから方針も含めまして本会合ご出席の皆様の手拍子を持ちまして、ご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○司会 ありがとうございます。今ご説明した駆け足で申しわけございませんでしたが、2008年度活動計画にのっとりまして、2008年度の活動を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

連絡事項の最後に資料13にアンケートをつけてございます。これは毎年年度に1回、最終回に行っておりますアンケートでございます。ご記入いただきまして、お帰りの際に受付のほうにご提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に事務局のほうから何点かご連絡がございます。

2007年度まで今前に座っていらっしゃいます上海 I P G の運営幹事会、現在6名で運営してまいりました。今後さらに活動を活発化させる意味も込めまして、2008年度は運営幹事8名体制としたいと思っております。また次回、翌年度第1回目の全体会合の際に皆様にご紹介したいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、2007年度から始まりました業界別のワーキンググループですが、こちらは随時ご希



望があれば運営幹事会に諮った上でワーキンググループの設置ということが行われますけれども、当初、同業界5社以上をもって申し込みくださいというようなアナウンスをしておりましたけれども、5社以下でも今後随時受け付けたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

もう一点、最後に私ども上海 I P G 事務局 J E T R O 上海センター知財部に新たなスタッフがまた加わりました。ここで皆様にごあいさつさせていただきたいと思います。

○王 ただいまご紹介に預かりました王でございます。このたび2月13日、J E T R O 上海センターに入社して知識産権部に所属することとなりました。私は日本で学んだことをここで生かして、日中の架け橋になろうと考えております。皆様のご教示によって一生懸命働かせていただきたく、一日も早くお役に立てるように頑張りたいと思っています。どうもよろしくお願い致します。（拍手）

○司会 よろしく願いいたします。すみません、若干時間が過ぎてしまいました。

それでは、これより第2部の講演会に移りたいと思います。各種連絡事項、議事事項に関してご質問は最後に受け付けますし、また随時事務局のほうにいただければと思います。

それでは、幹事の皆様、お席のほうにお戻りいただけますでしょうか。

それでは、講演の1番といたしまして中国における商標類比判断の留意点ということで、恩田事務所の夏様、よろしくお願いいたします。

○夏 皆さん、こんにちは。上海恩田商標事務所の夏（しゃ）と申します。本日、このテーマで皆さんにご報告申し上げます。

中国は2001年にW T O に加盟してもう丸々6年になり、中国も世界の工場から、世界の市場から移行し続けている中で、偽者、模倣品の氾濫が中国に進出されている皆様の企業にとって深刻な問題になっており、大きな課題になっているようです。

こちらが幾つかの模倣品の事例を示しています。まず、こちらはN I K E の模倣品とプーマの模倣品とアディダスの模倣品を示しています。こちらは日本企業のソニーさん、シャープさん、パナソニック（松下さん）などの製品を模倣したこのような模倣品を示しています。あと、こういった日常生活用品の模倣品も出回っておりますし、下の中国製品のカップラーメンも模倣されています。中国企業の有名な製品でも模倣品が同様に回っております。

中国は1980年代から知的財産制度が設立されてもう20数年経っています。制度自体がTRIPS協定に合致した形で整備されてきましたけれども、実際中身はやっぱりいろいろ問題があるとともに、運用上まだいろいろ不透明なところもあります。特に日本とは制度上の差異がまだ存

在しており、我々日本企業のビジネス展開上にはさまざまな障害がやはり存在しています。中国はこれからもいろいろ法改正をしていきますけれども、中国の国情から見ますと、運用上の問題がこれからも残されると思いますので、こういった制度上の日本との違いと法律運用上の実情を十分に理解した上での戦略立案がなければ、中国での有効な知的財産権の保護は難しいのではないかと思います。本日、こういった商標に関する類否判断の事例あるいは判決の事例を皆さんに紹介し、その留意点について、つまり日本企業様がこれから中国における商標権の保護についてどうしたらいいかというところを簡単に紹介したいと思います。

皆さんご存じのように、商標の類似というものは、商標の類似とその関連の商品の類似、この2つの要件があります。商標と言ったら通常は文字商標と図形商標および組み合わせ商標、この3つに分けられています。上から1、2、3は、文字商標に関する類否判断の基準です。商標文字の外観、称呼、観念（意味合い）が類似するかどうかによって判断されます。日本で言うと外観、称呼あるいは観念類似というところですね。図形の類似については構成、色彩、外観が類似するかどうかによって判断されます。組み合わせ商標としては全体の構造方式とか外観が類似するかどうかによって判断されます。問題はやはり4番目です。4番目、これは同一または類似の商品、または役務に使用するとき、関連公衆に製品または役務の出所を誤認させるおそれがあるかどうかということは類否商標を判断する一つの重要な要件です。つまり類否判断の前提としては、やっぱり商品または役務（サービス）です。同一または類似すること、つまりこういう前提がなければこの商標は似ていますよと言っても、実際使われている場所が違っていれば、これは類似商標とは言えません。

では、商品について、どの商品の間に類似関係を有するか、どう判断されるかということ、中国では司法と行政にはそれぞれの基準があります。行政において類似商品とはここに書いてあるように、機能、用途、生産部門、販売ルート、消費対象などにおいて同一またはほぼ同一となる商品、類似サービスとしてはその目的とか内容、方式、対象などにおいて同一またはほぼ同一となる役務といった定義があります。司法では消費または役務の関連度が高いもの、消費または役務の用途、ユーザー、一般的な効用、販売ルート及び販売習慣などにおける一致性を有するものというようなものが定義されています。どっちかということ、やっぱり関連公衆に誤認混同を生じさせるかどうかから判断されます。

一方、実際運用上、特に行政について商標局での商標権の取得と、あとの係争事件の中で商品が類似するかどうかを判断する際、通常、国際分類表に基づいて行っています。国際分類表というものは、これは世界の共通の協定に加入されている国ごとに共通に使っているものの

で、これは日本でも同じ国際分類表を使っています。この中に全部45の分類があります。その中で、商品分類は第1～第34類で、役務・サービスの分類は第35～第45類となっています。国際分類表は実際、英語とフランス語で作られているもので、各国、例えば日本とか中国とか韓国とかなどの国で使っている分類表は、その英語またはフランス語に基づいて自国語に翻訳されたものです。中国が使っているものは中国語に翻訳された国際分類表です。日本は日本語に翻訳された日本語の分類表。我々普段の商標代理 の中でお客様に指定商品の提案を行います。日本語の国際分類表と中国語の国際分類表を実際に比較すると、同じ商品でも意味合い（ニュアンス）の差が存在します。つまり翻訳により生じた差があります。同じ区分の中に同じ固有番号であっても一部ですが、実際の意味合いはちょっと違うといったずれがあります。これはやっぱり商品に対する表現について日中間の差異があることをひとまず皆さんにご留意いただきたいと思います。

また、実際、類似の判断について、国際分類に基づいて「類似商品と役務の区分表」がつけられています。これはつまりどういう商品とどういう商品が類似するかを取り決めるものです。例えばすべて第5類に入っている商品はすべて類似というわけじゃないので、それはどっちかとどっちが類似するかというのは類似群に分けて記載されています。この類似群の分け方も実際中国と日本は違います。日本にも類似群がありますけれども、類似関係を持っている商品であっても、中国ではそれらの商品が類似しない場合もある。逆の場合もあります。これも注意すべきです。

これは中国の「類似商品と役務の区分表」における第34類の1ページだけを示したのですが、ここに紫色で書いてあるのは、類似群の組です。同じ組に属しているものは全部類似します。例えば3401という組があれば3402という組もあります。その3401組の下のものは互いに類似関係を持っていますが、3402組の下のものとは類似しないということになっています。この表は弊社でつくった日中英3カ国語対応の区分表です。この表で見えるように、類似群は日本では14A01というところがありますね。最後の「組別」というのは、中国の類似群の言い方です。日本の類似群が全部15A01になっているのに、それらに対応する中国の「組別」がそれぞれ2301、2302、2303になっています。つまり、これらの商品は日本では同じ類似群（15A01）に属しますので、全部類似すると判断されますが、中国ではそれぞれ2302と2301と2303に属しますので、互いに非類似と判断されます。さらにもう一つの特徴としては、青文字になっている、語頭にCをつけている固有番号です。これは中国特有な指定商品です。つまり日本の区分表の中にはないものです。固有番号は国際分類表で統一されたものですが、Cをつけたものは中

国にしかないものです。

次に、その商標類否の判断の主体、つまり、だれが判断するか、どういう立場で判断するかについて説明します。法律上、司法、行政の両方においても「関連公衆」を類否判断の主体としています。表現の仕方が若干異なりますけれども、つまり、商品あるいはサービスにかかわっているもの、関係しているものであれば「関連公衆」と定義されています。一般消費者も「関連公衆」ですし、普通のメーカーさんの担当者もサービス提供者も全部「関連公衆」です。言い換えれば、類否の判断はどういう立場に立って行うべきかと言いますと、「関連公衆」の立場でなければなりません。つまり、裁判所の裁判官や商標局の審査官などは、すべて「関連公衆」の立場に立って判断しなければなりません。各行政機関と司法機関、およびそれらの機関の担当者は、類否判断の主体ではなく、つまり、彼らが自分の主観的な判断を行ってはいけなく、「関連公衆」の立場を立て客観的な判断を行わなければなりません。皆さんご存じのように、商標局、商標評審委員会は商標の権利取得に関わっているところで、地方工商行政管理局は商標侵害の模倣品に対する摘発を担当しています。あと税関もそうですし、人民法院（裁判所）は司法ルールの訴訟を担当しています。公安については模倣品摘発に関する刑事事件を担当しています。こういったところは判断の主体ではなく、あくまでも管轄機関にすぎないです。つまり、これらの管轄機関の担当者（例えば審査官、裁判官）は類否判断を行うとき、「関連公衆」の立場で判断しなければなりません。

それから、判断の時期、つまり、いつ判断されるかという点、このフローチャートにて簡単に説明します。出願がまず出されて、受理通知をもらって、半年後、補正する必要がある場合は補正通知が来るんですが、補正する必要がなければ補正通知が来ないです。因みに、受理通知と補正通知の間の前後関係が最近変わりました。以前は補正する必要がある場合、まず補正通知が来てからつまり、補正が完了してから受理通知が出されますが、最近商標局はやり方を変えて、最初補正する必要があるかどうかを問わずにとりあえず受理通知を発行します。その後、補正する必要がある出願に対して補正通知が発行します。あとは審査です。今のところは審査待ち時間が長くて、大体3年以上かかります。審査を受けて問題なければ初審公告されます。そのあとは3ヶ月間に異議申立がなければ登録になります。もちろん審査の段階で何かあったら出願が拒絶されます。中国では部分拒絶と全部拒絶の2つに分けられています。拒絶があった場合、再審請求することができます。再審請求の結果を不服する場合は行政訴訟を提起することができます。行政訴訟は二審までできます。登録されたものについては第三者が取消を請求できますので、取消の裁定結果に対して不服する場合は、行政訴訟を提起できます。そして、判

断の時期は初審の段階、異議申立の段階、再審の段階及び行政訴訟の段階などがあります。初審の段階と異議申立の段階における判断は商標局により行われますが、再審の段階における判断は商標評審委員会により行われ、行政訴訟における判断は裁判所により行われます。また、行政訴訟の被告は商標局又は商標評審委員会なので第一審が北京市第一中級人民法院で、第二審が北京市高级人民法院で行うことになっています。一方、登録商標に対する取消における判断も商標評審委員会で行われます。行政機関はこのルートで行政の摘発を行い、工商管理局や税関などのところで類否の判断を行って、処罰決定に対する不服があった場合行政訴訟一審、二審でさらに判断を行います。さらに、司法ルートについては民事訴訟と刑事訴訟が一審、二審で判断を行います。

以上は基本的な判断の流れを紹介しました。次は、類否判断の基準及び事例を紹介したいと思います。

商標に関する法規はいろいろありますが、類否判断に関する関連法規、つまり類似するかどうかの判断基準はほとんどこの2つに基づいて行われています。1つは、「商標審査基準」で、もう一つは、「北京市高级人民法院の商標民事紛争事件の審理における若干問題の回答」です。

まず、商標局、つまり権利取得の段階では「商標審査基準」というものが使われています。これは2005年12月に公表されたものです。JETRO北京のホームページにも載っているので、その詳しい内容はそのHPに参照していただければと思います。この「商標審査基準」は全部、第1から第7部分からなっています。その商標の類否判断、つまり商標の同一、類似に関する審査基準は第3部分の中で規定されています。その審査基準の判断原則なのですが、ここに書いてあるように、まずやっぱり商品あるいは役務が同一又は類似するかどうかを判断します。つまり商標を類似するかどうかの前にまずこれを見ます。もし商品あるいは役務が類似しないと判断されれば、すぐ対象商標間が非類似であると判断されます。つまり、商標構成を対比して判断しなくてもいいです。それで、次に書いてあるように、特に青文字で書いてあるように、関連公衆の一般注意力を基準として判断すると。つまり商標と商標を比較するとき、やっぱり関連公衆の立場に立って、一般の注意力を基準として判断します。全体の観察と主要部分を対比する方法をとっています。

具体的に先ほども申し上げましたように、文字商標は外観、称呼、観念などの類否が重視されています。この点については、日本と同じです。日本も外観、称呼、観念などの類否で商標の類否を判断されるところになっています。図形商標は全体の構図（つまり図形はどう構成されているか）、色彩があるかどうか、全体の意味合い、イメージがどうなっているかなどに基づ

いて類否判断を行います。組合せ（文字と図形）商標の場合は、全体構造の方式と外観全体をあわせて類否判断を行います。実際はもし文字と図形を分けられているという関係であれば、つまり互いに相対的に独立という形であれば実際の判断では、文字と図形を分けてそれぞれ先願と対比して判断することになっています。

この審査基準について以上のように説明しても理論的なものなので、なかなか理解しにくいと思います。そして、これからは事例を通して具体的な判断方法などについて紹介したいと思います。

この事例は文字商標の類否判断の事例です。まずは行政における類否判断の事例を紹介したいと思います。

これは商標局による異議申立の事例です。左側は後願（あとで出された）商標、つまり異議申立された商標です。4文字の「華倫華帝」（簡体字）となっています。右側は既に先に登録された先願商標です。「華倫華帝」に対する商標局の審査では、両商標が非類似として判断されたため、右側の先願商標の権利者はこれを不服して異議申立をかけました。右側の商標ですが、皆さんはちょっと見えないかもしれません。この商標の漢字部分ですが、繁体字となっています。その2文字は「華帝」（中華の華と帝国の帝）となっています。一方、左側の「華倫華帝」の後ろの2文字も「華帝」であり、ただ「華帝」の「華」は簡体字となっています。つまり、「華倫華帝」の最後の二文字は右側の文字部分（二文字）とは実際、同じ意味です。

「華倫華帝」は「華帝」の前に「華倫」という二文字をつけ加えただけです。異議申立段階の審査では商標局は依然として「華倫華帝」が先願の「華帝」と類似しないといった結論を出しました。その理由は「華倫華帝」の最後の二文字が先願商標の「華帝」同じですが、「華倫」をつけ加えたことによって「華倫華帝」全体の意味合いが「華帝」と違うからだとのことです。しかも、先願の登録商標は文字のほかに図形の要素も含まれているので、一般の消費者が両者を誤認混同することはないといった判決が出されました。実際、我々が担当した模倣品対策の案件の中では、似たようなケースがいろいろあります。権利者が先に二文字の登録商標を持っている場合、模倣業者がその二文字の登録商標にその他の文字をつけ加えて出願し、且つ、その出願商標を使用して模倣品を作ることが多いです。これまでの事例と現行法から見れば、先願のその二文字の登録商標は顕著性や知名度（著名度）が高くなければ、それら先願の登録商標を含む後願商標の登録と使用を排除することが難しいと考えます。

（講演ではHYさんの了承でHYさんの例を紹介しましたが、係属中の摘発や異議申立案件があるので、講演内容の掲載を省略させていただきます）

次は、もう一つの事例を紹介します。文字商標の事例ですが、右側は先登録商標です。左側はあとで出願して商標局の審査で右側の先登録商標によって拒絶されたものです。つまり、商標局の審査では左側の後願は右側の先登録商標と類似すると判断されたわけです。これを皆さんから見て、どう見ても類似しないですよ。どうして類似すると判断されたかという、この左側の商標「BENEFIQUE」はフランス語であり、このフランス語の意味合いは、「吉祥」という意味合いを持つらしいです。商標局の判断では、この「BENEFIQUE」は、先登録商標の「吉祥」とは同じ観念を持っていますので、観念類似として拒絶が出されました。そして、後願の出願人が当然その拒絶を不服して再審請求をしました。再審では商標評審委員会が商標局の拒絶理由を支持した再審結果を出しました。その再審結果に対して不服した後願の出願人はさらに非類似と主張して、行政訴訟の一審まで争いました。行政訴訟では今度、裁判所により「非類似」と判断されました。つまり商標局と商標評審委員会の拒絶決定が一審で覆されました。その一審の判決理由は、この「BENEFIQUE」は一般の中国消費者が知らないフランス語で、中国は漢字の国なので、こういった観念の類似はやっぱり消費者の立場に立って判断すべきだとしています。つまり、これらの2つの商標は消費者から見て誤認混同を生じるのであればいいんですけれども、このフランス語はだれも知らないから「非類似」だと判断されました。ここで言いたいのは、中国は実際の審査段階では「観念類似」に重点を置いています。「称呼類似」に重点を置いている日本と比べ、中国は観念類似を重視しています。上記の事例からは、商標の類否を判断する際、商標局は主に「審査基準」に基づいて行うことになっているようで、それに対し、司法（行政訴訟）の段階では関連公衆の誤認混同があるかどうかについては判断の重要要素としてもっと強く考えたわけです。

次は、図形商標の類否判断について簡単な事例を紹介します。これも異議申立段階での事例です。右側は先登録商標であり、あとで出願してきた後願商標は左側の商標です。両方とも時計という商品を指定しています。両商標を対比して見ますと、大体構図が似ています。細部だけがちょっと太くなっており、配置がちょっとずれているだけで、「軽微な差異しかない」というような理由で異議申立は成立しました。つまり最初の商標局の審査の段階では左側の商標が初審登録されました。それに対し、右側登録商標の権利者は、それがちょっと自分の商標と似ているといった理由で異議申立をかけた。結局、その理由が認められて後願商標の登録が拒絶されました。

次は、組み合わせ商標の類否判断を紹介します。右側は皆さんご存じの自動車メーカーFord（フォード）さんの先登録商標です。左側はあとで出願された後願商標です。後願商標は審査

の段階で初審登録されました。これに対し、Fordさんは後願が自社の登録商標と類似するといった理由で異議申立をかけた。実際になぜ左側の商標が審査を通ったかというと、出願時、後願の出願人は自分の商標が「PEIXIN」であると申告したようです。この6文字の商標の読み方は「ペイシン」となっていますので、商標の初審では称呼（読み方）上の非類似と観念上の非類似を着目して両商標は類似しないとして判断されました。一方、異議申立ではやっぱりフォードの著名性、フォードの知名度を着目して外観類似といった理由で最初の初審決定を否定して、左側の登録を拒絶したわけです。異議申立の段階では、後願の出願人は自分の商標が「ペイシン」であると主張しましたが、実際の文字では判読しにくい、つまり「ペイシン」として読めないのが、その外観がやっぱり「Ford」と類似するといった異議申立の結論が出されました。

続いてこういう事例もちょっと紹介したいんですが、余り時間がないけれども、異議申立の段階でこれらの組み合わせ商標は類似すると判断されました。左側の後願商標に対して、異議申立の請求人は右側の3つの先登録商標を引例商標として提出しました。3つの先登録商標に対して後願商標の図形も文字も大体似ているということで、後願の初審登録に対する異議申立が認められました。これについて一般消費者の立場から見ると、両者が非類似だと思いますが、結局、商標局の判断では、先登録商標を持っている権利者の知名度を考慮したことは異議申立が認められた主な原因です。通常、商標出願に対する審査の段階では、商標自体の類似しか判断されず、つまり、商標の知名度などの要素が考慮されませんが、異議申立の段階では先願商標の知名度などの要素も考慮されることになっています。

以上は行政機関による類否判断の事例を紹介しましたが、次は実際の侵害の訴訟判決の事例を紹介します。実際の判断原則は北京市高級人民法院の回答の中でこのように書いてあります。その中のポイントとしては、やっぱり「誤認混同」の有無に重点を置いてあります。

まず、この事例を紹介します。これは有名な判決なので、多分皆さんご存じだと思います。先登録商標は右側にある上海のある会社が持っている商標です。左側は飲料水に使用されているコカコーラさんの商標です。発音としては、左側が「コクジ」、右側が「コクガイ」となっています。コカコーラさんの商標「コクジ」が未登録なので、上海のある会社は「コクジ」が自分の登録商標「コクガイ」の権利を侵害しているとして訴訟を提起したわけです。そしたら、上海での民事訴訟一審、二審はともにこの2つの商標が非類似であると判断され、つまりコカコーラさんの勝訴となりました。その判決の理由は1点目として、右側の商標「コクガイ」が登録商標ですが、実際には使われておらず、2点目としてこの2つの商標は最初の文字が同じ



ですが、2番目の文字がやっぱり差異があり、3番目として左側の「コクジ」がコカコーラさんにより大々的に使用され、テレビコマーシャルなどもよく出されており、消費者が右側の商標「コクガイ」より左側の商標「コクジ」をよく知っており、消費者に誤認混同を与えることがないだろうなどです。この事例からは、商標をとっているだけで使用しなければならないと伺います。

もう一つの事例を紹介します。これは広東省の判例なんですけれども、左側は先登録商標、右側は第三者が使用した商標です。また、右側の商標における最初の二文字「曼科」がその第三者は持っている登録商標です。この訴訟の判決では両商標が非類似であると判断されました。この2つの商標はローマ字（英文字）の部分が全く一緒なので、商標出願審査の段階では絶対「類似」だと判断されます。日本の出願審査においても同じ判断を下されると思います。しかし、今回の広東省の判決は非類似と判断されました。これは漢字が注目されたことと、右側の商標を使っている会社は結構有名な企業で、且つ右側の商標を大々的に使っていることと、実際の使用時に「ローマ字部分だけの商標をつけた製品が当社の製品ではない」といった注意書きを製品のパッケージにわざと入れていることを考慮した判決です。右側の商標の使用は消費者に誤認混同させないような注意喚起を行っており、左側の商標を侵害していないと判断されました。

これも遼寧省における一つの判決の事例です。左側の2つの商標は先登録商標であり、右側は後使用の商標です。左側の商標は遼寧省瀋陽市の方が持っているもので、右側の商標は吉林省の長春市で使用しています。左側の2つの商標に比べ、右側の商標の構成が異なるとともに、その漢字部分の外観及び観念も左側の2つの商標と異なります。我々の判断では非類似だと思います。しかし、実際の判決では左側の商標を有する会社は調味料業界においてその地域（東北地方）ですごく有名ですし、右側の商標も同じ東北地方で使っているから、称呼を模倣して作った右側の商標は明らかに左側の商標の知名度を盗用しようとするただ乗りの目的を有するといった理由で、右側の商標の使用が左側の商標の権利侵害に当たると判断されました。

最後になりますが、商標類否判断に関して幾つかのポイントだけをまとめたいと思います。

中国の商標審査の段階では漢字について同じ文字の簡体字、繁体字、そして日本語漢字（ほとんど繁体字）は互いに類似として判断されます。しかし、同じ発音の漢字、ローマ字（ピンインも含む）、片仮名、平仮名が互いに非類似と判断されます。これは日本と違います。日本は同じ発音であれば漢字、ローマ字、片仮名、平仮名が互いに類似すると判断されます。例えば、日本では恩田の漢字、恩田のローマ字と恩田の片仮名と平仮名は、類似すると判断されま

す。これに対し、中国では、恩田の漢字、恩田のローマ字（ONDA）と恩田の片仮名（オンダ）と平仮名（おんだ）、恩田のピンイン（ENTIAN）、ONDAの当て字は互いに非類似だと判断されます。この点では日本と中国の判断基準が大きく異なります。従って、中国に進出されている日本企業は商標登録のときに、ローマ字と漢字だけではなく、必要があれば片仮名、平仮名も登録出願したほうがよいと思います。それぞれ非類似ですので、他人の不正登録と使用を排除するために、広くカバーする必要があります。また、中国の類否判断は称呼類似を重視している日本と違って観念類似を重視しています。発音が同じ漢字（用語）であっても、その漢字（用語）の意味合いが違えば、互いに非類似と判断され、逆に、漢字（用語）の外観が違い、発音も違うであっても、意味合いが同じであれば類似と判断される可能性が高いところは中国の類否判断の特徴です。

本日のお話は皆さんの企業のこれからの知的財産保護に役立つことができれば幸いと存じます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○司会 夏先生、ありがとうございました。

時間が若干押していますが、1点、2点ほどご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

○石上 ブリヂストンのイシガミと申します。類似の判断のところで消費者が誤認混同を生ずるかということの証明においてアンケートを使うケースがあると思います。そのアンケートの裁判における有効性ですとかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○夏 そうですね。実際ご存じのように、中国ではアンケートをとるのはそれほどの効力がなないので、実際の判断時ではアンケートの結果が一つの考慮の要素になるかもしれませんが、やっぱりアンケートをとったとって、必ずそれに基づいて判断することはないです。なぜかという、アンケートはやっぱり第三者にお願いしているもので、公的なところじゃないので、有効性の問題があります。一方、アンケートじゃなくて中華商標協会の下に設けられている鑑定機関に鑑定依頼を行うことをお勧めします。その鑑定機関には、もとの商標局の副局長とかいろいろ専門家が集まっているので、そこの鑑定が実際、法律上の効力はありませんが、これまでの判例から見ますと、各地の裁判所はその鑑定機関から出された鑑定結果を認めている傾向があります。

○石上 ありがとうございました。

○司会 ではもう一件だけお受けしたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いします。

ないようでしたら、これで夏先生の講演を終わります。どうも夏先生、ありがとうございました。

した。(拍手)

そうしましたら、今から10分間休憩をとりたいと思います。外にコーヒー等用意してございますので、ご歓談いただければと思います。10分後に開始したいと思いますので、お席にお戻りください。お願いいたします。

(休憩)

○ 司会 ……(録音漏れ) ……TSBとの協力活動についてということで、飛ばして後ほどとご説明したところ、すみません、本当に飛ばしてしまいまして、こんなに後ほどになってしまいまして申しわけございません。こちら活動計画のほうでも触れましたとおり、浙江省のTSBとの協力というのを柱にしていこうということで、資料8にご説明が書かれておりますので、ごらんいただければと思います。申しわけございませんでした。

それでは、講演の2のほうに移りたいと思います。模倣品対策と類似商標の考察、株式会社大興顧問、臼井様、よろしくお願いいたします。

○臼井 ただいま紹介頂きました大興の臼井と申します。

いつも上海IPGの皆様にはお世話になって、ありがとうございます。時間が迫っていますので、早速始めさせていただきます。

先程夏先生の方から法律的な面と手続上、お話頂きましたので、私の話はどちらかというとメーカー(権利者)の立場、攻める方の立場で活動をしておりましたので、現場・実務を中心にお話をさせていただきますので、あまり法律的な話でなく、又同時に商標出願の実務をあまり扱っていなかったという事で、今回は、模倣品対策の立場でお話をさせていただきます。

その前に私のバックグラウンドは、前の会社はエプソンだったものですから、その経験をお話させて頂いてその後本題に入りたいと思っております。

経歴はこういう事でございます。エプソンを2005年に辞めまして、自分の会社を設立し、同時に大興の顧問をさせて頂いております。今回は上海IPGのメンバーである大興の顧問の立場で今日お話をさせていただきます。

全体の話としては、この目次のこういう話をさせて頂いて、先程、商標の法律的な内容は夏先生からお話頂きましたので、私は、日本の類似とかその周辺を含めてお話させて頂いて、最後に勝手な考察ですが、こんなのだったら類似になるんじゃないかなというような事を、皆さんご不満あるかもしれませんが、言わせて頂いて、皆さんの参考になればという事でお話をさせていただきます。

エプソンの知財では、私はどちらかという商標じゃなくて特許畑の人間でございまして、

余り商標については専門じゃないという事をご理解してお聞き下されば。先程お話をさせて頂きましたように、71年に入社しております。どちらかという、私はエプソンという事業部の立場で、知財をやっておりました。その後、本社の知財に移ったのは2000年で、会社を辞める数年前でございます。最初に起きた事件というのは、エプソン商標、ここでちょっと今回のテーマに関係があるかなと思ってお話をさせて頂きます。それから、模倣品に関する対策というのであれば、最初は特許訴訟をやっておりました。いわゆる贗ブランド（ニセモノ）じゃなくて特許権侵害の訴訟という事で95年からアメリカ、ヨーロッパ、日本という順で訴訟をやって、そのあと、今回課題のコピー品、いわゆる模倣品と言われる対策を2005年までやらせて頂いたという事でございます。これは後でまた説明させて頂きます。それから、模倣品対策という事で、多分2002年ごろからI I P P Fと先程も説明がありましたけれども、官民合同で今は、ミッション派遣を中心にやっておりますけれども、この立ち上げにも少し参加させて頂いたり、I I P P Fの企画委員もやらせて頂きましたし、ミッションにも毎回参加させて頂きました。その間、経団連の方の知的財産部員という事で審議会、研究会も委員として参加させて頂きましたので、その辺もお話をさせて頂きます。

エプソンという事で、商標の話でございます。なぜエプソンという商標を使ったかという、当時は図にありますように、セイコーグループではプリンタの事業というのは、実は精工舎と、我々のエプソンの前身である信州精器がここにありますように、エプソンE P 1 0 1という小さなプリンタを作っておりました。我々のプリンタも当初はセイコーブランドで売っておりました。同じようなグループで同じブランドやっていると、不良品がここでは精工舎の不良品が我々の所に来たり、我々の不良品が向こうに行っちゃったりして、これはまずいねと。同じグループなものですからまずいねという事で、実際は、エプソンは、このプリンタE P 1 0 1から発展した孫たちという事らしいんですけども、エプソンというブランドをつけてセイコーブランドとは分離したという事でございます。というふうに言われています。出願した時には私は、直接関係していませんでしたので。 当時社名は、ローカルな名前では信州精器であり、後にエプソンになりました。エプソンを片仮名とアルファベット（E P S O N）を出願しました。今のエプソンですね。そうしたところ、私どもその当時予想もしなかった、エクソンから異議がかけられました。これは全エクソンというのは当時、田舎の企業だったのか、昔は日本ではエッソというエッソスタンダードというエッソは結構有名だったんですけども、エクソンはほとんど知らなかったのが事実です。先程の説明で、外観上はかなり違いますが、色は赤とブルーですし、X Xとつなげてデザインしていますけれども、発音上が似ていると。日

本の基準では類似の範囲で、拒絶になりました。拒絶の対応はかなり大変でしたが、その当時、偶然にも専売公社（現在の J T）がエプソンというたばこを出してくれて、これが、色もフォント（E P S O N）でも同じじゃないかという事を何か言った覚えもございます。という事で、日本では、専売公社さんがタバコのエプソンを出してくれたという事が非常に効いたのではないかと思います。

それから、もう一つ、我々のプリンタがアメリカでMX-80と言われたんですけれども、これはIBMさんの最初のパソコン（PC）用のプリンタに採用して頂いたプリンタでございますが、これが非常に売っていたというような事がかなり功を奏したものと思われまます。その当時、出願は私、担当していなかったんですけれども、異議等の問題が出てきて、お前が担当しなさいと言われ、当時特許の係長クラスの方が責任者として対応しました。その時はブランド戦略等良く解かっていた訳ではなく、ばたばたやっていたら、そのうちにエプソンのたばこが出たり、このMX-80が売れ米国では、プリンタのE P S O Nが定着しました。そのうちにエクソンが情報産業から撤退したという事で収まりがついたように記憶してあります。後でも類似のところでお話させて頂きまますけれども、これは決して故意でも悪意でもなく、偶然類似になっちゃったと。たまたま登録できたというのが私の最初の商標出願というか、商標の類似に扱った事件がたまたま社名でいわゆるエプソンブランドだという事でございます。

次は先程申し上げましたように、私は特許畑だったものですから、特許の訴訟をやっております、これは今ではありますけれども、昔はエプソンの場合、インクカートリッジのエプソンブランドのコピー品と言われる模倣品もありましたけれど、圧倒的にこういういわゆる互換品が多くありました。エプソンの互換品をアメリカの会社がやっていたという事で、この特許訴訟を担当しました。当時ニューコートという会社は、この互換品のインクカートリッジについてはHPさん、キヤノンさん、そして我々エプソンについて全部販売しており、いつどこが最初に訴訟するかなと思っていたら、最初にHPさんがアメリカで提訴した。次にキヤノンさんが4月に提訴して、私どもは、本当は5月に提訴する準備をしていたんですけれども、キヤノンさんが4月の始めに提訴したので、もうアメリカの販売会社が待ちきれず早くやれということで、5月の予定が急遽4月末に提訴した事情もあり、ばたばた劇でした。このため色々落ちがございまして、最初はうまくいって仮処分はとれたんですけれども、その後、サマリージャッジメントでとんでもない事が起きまして、我々の特許権行使不能、及び意匠権が無効だというサマリージャッジメントが出てしまいました。この決定は結構、特許をやっていた人には非常に有名になったサマリージャッジメントでございます。特許権行使不能というのは

どういう事かという、いわゆるディクレーションですね、宣誓書を英語だったんだけど、英語が分からない人が英語の宣誓書にサインしたから、その特許は権利行使不能だととんでもない言いがかりなんだと思いますが。それともう一つ、意匠権無効という理由は、インクカートリッジはプリンタの中で使うものだから、実際使っている時は、外からでは見えないんだと。見えない意匠権は権利行使無効だと、とんでもないサマリージャッジメントが出まして、結構特許の業界では一時話題になったものです。こんな失敗もありましたが、ただ、これも多分C A F Cで勝てるだろうなと思いき、控訴審であるC A F Cに提訴し、最終的にはエプソンが全面的に勝ったという事でございますけれども、非常に大変だった事を覚えています。

ただ、それまでのC A F Cで判断が出る前にもっとこれ大変な事が起こりまして、実はニューコートに対してHPさん、キヤノンさん、エプソンが訴訟していますから、当然ニューコートは経営がおかしくなる訳ですよ。途中でニューコートが破産、いわゆる日本で言えば会社更生法を出しちゃったものですから、途中で裁判が止まってしまい、これで相手が潰れちゃうんじゃないかと。それでC A F Cの判断が出ないうちに終わっちゃうかなと、そんなことがありまして、大変な訴訟だった記憶があります。

それと同時に、ニューコートに収めていたのインクカートリッジがペリカンから収めていたという事実がありまして、ヨーロッパのこれはドイツですけれども、ペリカンを提訴しました。それと平行して、日本でも同様な互換品が販売されておりましたので、同様に東京地裁に提訴しました。当時は日本とアメリカとヨーロッパと3局で同じ特許で訴訟をしていました。私は、模倣品対策は、このコンパチ（互換品）の特許訴訟から入りました。

それから、模倣品対策で、ちょっとこれはマスキングして社内の事情だったものですから消してありますけれども、当初模倣品対策のプロジェクトチームを作りました。先程ちょっとお話をさせて頂いた事業部が主体にやっていたので、事業部の知財、あと事業部の企画部門がその計画をして、海外販売、国内販売という事でありまして、本社法務が何故入っていたかと。知っている方はいらっしゃいますけれども、当時は、商標の管理は法務部が担当していたという事情で、商標権侵害で対応するには本社の法務部に協力して頂かなきゃいかんという事と、そして本社知財部と。その時私、本社の知財部に行っていましたから、5つの部門が一緒にやらなきゃいけないという事で、こんなプロジェクトチームを作りまして、私の方でそのリーダーをやらせて頂いた。当初は、報告は法務と知財の役員を考えていただきましたけれども、たまたま副社長に報告に行ったら、「私の所に持ってきなさいよ」という話になって、レポートは副社長という事になりました。これは皆さんが模倣品対策のプロジェクトを作るにはこういう体

制だと非常に動きがよいです。トップダウンできたこと、たまたまそういう事が幸いして模倣品対策が戦略的に出来たと思います。これはちょっと機密情報なものですから、皆さんに配布はしてありませんけれども、こんな状況でございました。

次に行きます。

業界活動ですね。模倣品対策用のワーキンググループという事で、これはJBMIAと言うのは、昔の事務機械工業会であり、プリンタ、複写機メーカーが全部入っている工業会でございます。特にここではトナーの模倣品とかインクカートリッジの模倣品が非常に出ているという状況で、どうしようかという検討結果、ワーキンググループ(WG)を作らせて頂きました。たまたま私がその上の委員会の委員長をやっているという事で、その下部組織としてWGを作り、まず1年間活動することになりました。この活動で非常に良かったのは、最初はお互いに別会社ですから、色々なノウハウ、情報がなかなか出なかったんですけども、お互いに利用できる模倣品対策マニュアルを作ろうという事でマニュアルを作った時に、お互いのノウハウは出し合おうということになり、この作業を1年間しマニュアルが出来た時には、メンバーはお互いに協力しようというような雰囲気が出来ました。1年間終わって次どうしようかと思ったら、これからは、ワーキンググループじゃないねという事で小委員会にしようという事で、小委員会に格上げし、私がそのまま引き続き小委員長をやれという事でやらせて頂いたというのが経過でございます。

あと、審議会でございますけれども、一つは実用新案改正のワーキンググループの審議会委員として出させて頂きました。この時は実用新案をどうするか、辞めちゃえとか色々な意見がありましたけれども、審議会では、私より模倣品対策には実用新案が有効であることをプレゼンさせて頂き、残させて頂いたという経過がございます。このワーキンググループでは模倣品対策をやっている方は誰もいなかったもので、私の方でそんな提案をさせて頂いたという経過がございます。

ただ一つ、実用新案で皆さん多分知らないと思いますけれども、技術評価書または無効審判された場合は、実用新案の請求範囲は1回だけ変更できます。これは以前の規則では出来なかったんですけども、今回の改正法では変更できます。この事は、余り特許庁はPRしていませんけれども、実はこれ提案したのは私であり、改正法では是非これは変えてもらわなきゃだめだと。ですから、技術評価書が来て、相手の模倣品を見てクレームを変えることが出来ます。今までだったらクレーム項を削除するしかなかったんですけども、全面的に変更出来るので、模倣品をクレームの範囲に当て込むことは充分できます。改正法の実用新案は模

倣品対応には充分使えるんじゃないかと思っておりますけれども、今の日本の企業は余り使っていないのが実情だと思っております。

それからもう一つ、不正競争防止法、後でありますけれども、これにつきましても、審議会ではないですけれども、審議会のメンバーに産業会有識者を追加した知財研究所の委員会で参加させて頂きました。この時は不正競争防止法の改正が、営業秘密と模倣品対策と二つあり、営業秘密については私の担当ではなく、模倣品対策の検討を担当しました。後で紹介しますが、2条1項1号、2号、3号ですか。いわゆる形態模倣をどうするか、著名性をどうするか、類似性の範囲は等々、今回は検討しました。著名表示、形態模倣、今までは周知については刑事罰がついていたんですけれども、著名と形態模倣については刑事罰がついていないと。刑事罰をつけて差し止めしようと。いわゆる当時の関税定率法に入れたいと。不正競争防止法については、日本では差し止めの対象になっていなかったんですけれども、これは刑事罰をつけることによって関税法でいう禁制品にしようという事で検討されたのがこの委員会でした。刑事罰については結構色々賛否両論がありましたけれども、最終的には財務省が刑事罰がつかないと関税定率法に入れられないというような事情がありまして、刑事罰をつけてこういう法律改正をしたという経緯がございます。

ただ、不正競争防止法というのでたまたま今回こちらの上海に来る途中の飛行機に乗りましたら、ドコモさんがソフトバンクさんを仮処分の申請をしたとの記事がありますけれども、簡単何とかと。(らくらくホン) 1、2、3でやる、これが改正不正競争防止法でどうも申立てをしているようでございます。本題とは直接関係ない部分もございましたけれども、私の今までのバックグラウンドはこんなところで、どちらかという、商標の実務は余りよく知らなかったものですから、今回の機会を得て少し勉強させて頂いて、お話をさせて頂こうということになりました。皆さんの中では私よりよくご存じの方がいるかと思っておりますけれども、おさらいの意味でお話をさせて頂きたいと思っております。

まず、商標権のお話をさせて頂きます。役割機能というのは見て頂ければと思っております。これはまず商標をつける事と、あとは出所と品質保障と、あと広告宣伝機能という事があると思っております。これは一般的に商標の本に載っている事でございますけれども、ただ、ちょっと私は別の意味でブランドプロテクション、ブランドの価値という事ではこんな事を考えています。やっぱりブランドはステータスというのがあるだろうと。次に出所、地域、製造、それから品質安全と。これは非常有名なバック、世界的にステータスも高い、ブランド志向という、ブランドの一つの要素ですね。もう一つは、一時青森というのが問題になりましたのでちょっ



と入れておきましたけれども、出所ですね。それから安全と。我々の業界で関係したものは、バッテリーが爆発問題、デジカメのバッテリーですね。安全、いわゆる品質、特に安全性というのは大事だなというふうに思っています。こういうブランドたとえばバック、工業製品たとえばバッテリーと、多分日本の多くのメーカーさんはどちらかというところ、この工業製品の模倣品に悩まされているんじゃないかなと思っております。

では、商標の種類という事で、先程夏先生からお話を頂いたので、それを単に並べただけでございます。文字、図形、記号、立体、総合という順に見て頂ければと思います。

では、本題である商標の類似について話をさせていただきます。まず日本はどうかというので、色々な所から資料を探させて頂きました。外観、呼称ですか、観念という事で、これも色々な所から出ている一般的な物を、多くの書物から出ているのをピックアップさせて頂きました。先程もおっしゃっていた、夏先生もお話があったかもしれませんが、日本の場合は観念類似より外観とか呼び名の方ですね、こちらの方がウエートが高いと言われています。ただ、個々の事例によってかなり違ってきていますので、事例を見て頂いた方がいいと思います。日本の類似判断の事例で、これは特許庁の審査基準とか判例とか審決の資料を見て関係した、関係しそうな事例を挙げてみました。結構納得いく事例、又はそうかなあという事例もあります。こちらに出されているのは、日本では一応類似という判断をされた、審査基準も含めて判断された内容でございます。これなんかは一文字違うだけですけれども、こことここだけなので、これはそうかなと思うんですけれども、先程の話でもやっぱり中国とはかなり違うかもしれません。ただ、これなんかは先程夏先生が言っていたけれども、中国ではフランス語読みの事例もありましたけれども、日本の場合はフランス語読みしていても類似になるという事を言っておりますね。それから、これが日本の場合の非類似例なんです。これが非常に問題で、問題というか、この辺どうかな、観念のものだと思うんですけれども、この辺は非類似となっています。これもどうかなと思うんですけれども、図形とこことここという図形、これは違うんだなと思いますけれども、これはどうかなと思うんですけれども、実はこれ、この正露丸の事例、これは不正競争で非類似という判決が出ているという事だそうなんですけれども、これなんかは中国の場合と非常に間違えんじゃないかなと。これで非類似と言われたらどうかなという事で、日本の場合はこんなのが非類似というのが出ておりました。

それから、もっとこれは日本における商標類似判断という事で、審決を中心にして弁理士の古関先生が書いているレポートだったと思うんですけれども、出された中でちょっと見ましたけれども、これMITSUBOSHI、MITSUBISHI、ここのBOと、BIこれですね。これなんかは非常に、

これで非類似だとちょっと「えっ」と思うんじゃないかな、と思うんですが。これも一番近そうなTOROY、私なんかは類似と思われるTORAYが非類似になっているんですよ。これもまた資料を最後の参考資料で、皆さんホームページに当たって頂ければありますので、見て頂ければと思いますけれども、これ日本でこの辺が非類似になっているんですよ。このレポートの書かれている所の最高裁判所の判断、先程も夏先生も書かれたと思うんですけれども、色々言うんだけど、やっぱり出所の混同、いわゆる誤認混同のおそれがないものは非類似だと。でも、本当はないのかなというの、だから分類とか書いてありませんので、もし分類が違っちゃっているのかどうかありますけれども、ここにもう分類が書いていなかったのだから分からないんですけれども、これだけ一つぐらいは違って、日本で非類似になっちゃうというのは、以外でした。ケース・バイ・ケースなんだと思いますけれども、私は調べてみて「えっ」と思ったので参考に挙げさせて頂きました。いずれにしても、日本では類似の範囲が狭いような、場合によってはというふうに今回そんな感覚を持ちました。

次は、中国の類似の話でございます。これは先程夏先生がもう本当に詳しく説明頂いたので、もう私が説明する事はないんですけれども、一応こういう形になっていまして、たまたま調べてみたら、シンセンではSUZUKIさんのをSUZUKA、これは二輪のバイクらしいんですけれども、これはそうだろうなと思って、たまたまこういう記載がありましたので載せさせて頂きました。いずれにしても、こんな事例が中国であります。

では、先程夏先生も言った商標審査基準ですね、中国の。調べてみましたので列記しました。これは先程お話頂いた北京JETROさんのホームページからダウンロードできますので、是非見て頂ければと。ここに一文字Sをつけた、ここはMとLの違い、ここはCとG、似ているという事で、これは非常に分かりやすいかなと思っています。特に私、今回アルファベットを中心にやって、漢字の方はやっぱり中国の場合、漢字は非常に分からない（判断できない）です。アルファベットを中心にしましたので、これはボス、これ概観でしょうね。これはCとKの違い、これはちょっと漢字を出させて頂いたんですけれども、これを追加していると。これ実はどっちが登録でどっちが出願かちょっと分かりませんが、これは商標基準に載っておりました。いずれにしても、これは追加した部分も類似、これは類似の事例の判断でございます。これも先程あった一文字追加、これは2段になって1段ですけれども、ここが同じという事ですね。ここは漢字をちょっと入れさせて頂き、ここは違うんですけども、ここが同じだという何となく漢字としては分かりそうな漢字です。これは一応類似の判断という事になっております。

これは非類似だという事で、特に3文字なんか後で説明しますけれども、非常に難しいところだなと思うので、ABCを並べて、これはランダムに並べてと。これは意味を持つという事で、これが非類似になっています。特にこれですね、RとSが違うだけ。これは非類似と。ただ、その説明だけで特に頭の文字、ここが重要だというような事を言っていますね。最初の文字が同じで、発音が同じだったというような事をそこには述べていました。何で違うかなと思って、RとSが違うんだという事も言っていました。これは1文字違うんですけれども、個々の単語に意味がありますので、これは非類似だというふうに言われています。ちょっとこの2番目のこの辺が結構ミソだなというふうに思っております。

これは事件の事例で、これはある先生が模倣品対策セミナーで、私と一緒に講師をやった時の先生が出してくれた事例をそのまま使わせて頂きました。これ一文字じゃなくて二文字ですけども、これ最終的には類似だという決定をされているという事だそうです。

それから、今日カシオさん来ているんですけども、カシオさんとこれ読みですね。カシオウという事で、これも類似の範囲という事に決定されたという事でございます。

事例紹介で、先程もありましたように、これはジェトロ北京センターさんからホームページから頂いた有名な話ですね、この2つ（ソニー、シャープの事例）。あとこのYKKさん、YPP、これも非常に微妙な判断なのでですけども、後でちょっとお話させていただきます。これはYKKさんのホームページから取らせて頂きました。

これはホンダさんで何て読むんですかね。有名な事件だったのだと、やっぱりここを見て最初のH、ここがどうもさっきの審査基準で言っているように、最初が同じだとどうもというような審査基準からいくと、そうかなというような気がします。これはJETRO北京センターとか、あとはJAMAという自動車工業会のマガジンから引用させていただきました。では、これからは、今回、私の私見・勝手な事を述べさせていただきます。皆さんから色々ご意見・ご批判があると思いますけれども、あえて話をさせていただきます。いつも模倣品のセミナー等で話しをするんですけども、その前に模倣品と海賊版という区別で、当然知的財産権の侵害模倣品、定義の仕方は色々あると思いますけれども、海賊版、全体を模倣品と言っているかもしれません。今回は著作権の問題は対象外にしまして、こちらの話をして頂くという事でございます。

では、模倣品とはというと、私が勝手にこういう定義をしています。やっぱり先程も出ましたけれども、フリーライド、やっぱりこっちが大事じゃないかなと。もうやっぱりただ乗りというのはけしからんなというふうに思っていて、ただ乗りで不正行為品とか知的財産、よく知的財産権はいわゆる特許侵害で争っている競業者が争いますが、それはもうあくまでただ

乗りじゃなくて、お互いの開発している商品での特許侵害になるのは、それは模倣品じゃないだろうと。やっぱりそれを見てただ乗りでやった模倣品に対しての知的侵害品を模倣品であると、これはもう私の勝手な定義です。

それともう一つ、先程不正競争防止法の話をして頂きましたけれども、不正の目的をもってとか不正の利益を得る目的という事で、それにプラス悪意とか故意、これが多分非常に大事になってくるんじゃないか。これをかみ合わせて知財権侵害またはそういう事を考える模倣品対策というのが大事じゃないかなと私は思っています。これ不正の目的をもってプラス悪意、これは先程不正競争防止法2条1項の2号、多分2号だったと思います。刑事罰をつけるための理由です。不正の利益を得る目的プラス故意については、これ3号、形態模倣に刑事罰をつける理由でした。この理由は、知財研究所の委員会での事務局に那須野さんという方が担当官庁の課長補佐をやっておられて、その方が後で本を書かれて、それを見させて頂いたらこんな内容が書いてありました。この辺のところは最後にも、お話させていただきますけれども、やっぱり相手が故意でやっているか悪意でやっているか、ただ乗りでやっているか、そのことを立証できることが、非常に大事なかなというふうに私は思っています。悪意の例という事で、これ直接関係ないかもしれませんが、当初、私は、無印良品の商品は、ノーブランドで品質の良いのが無印良品じゃないかなと思っていたら、それが中国で問題になって、香港の企業にとられてしまったという事でした。これは本当に頑張られたと思うんですけども、去年の暮れ、香港企業の商標が両方とも取り消しになったとのことでした。良品計画さんの主張の要点は、香港企業が悪意を持って「無印良品」「MUJI」の商標登録をしたのだというふうに書いておられますので、やっぱり悪意、それが大事なかなと思っております。悪意とか故意ですね。はれて、今年3月に北京に無印良品、いわゆる良品計画さんが北京に支店を出したというそんな記事が載っていました。ここでは悪意ということを立てることが重要だと言いたかったのでございます。

では、悪意とは何かという事例ですが、これ色々あります。先程の事例もありますし、カシオさんのGショックに真似てSショックなんて、これも本当に悪意じゃないかと思えます。それから後で紹介しますが、スターバックスのこれも悪意・故意だと思います。今回の上海でのスターバックスの訴訟とは違う事例ですが。それから、これを見て頂くと一瞬同じかなと思うんですけども、パイオニアさんから提供頂いたんですけどもNN、Nを追加していると。これちょっと見ただけでは非常に分かんないんですけども、これも意図的だなという気がします。本当は本を持ってくれば良かったんですけども、これは、IPGさんが出され

たここに載っておりますので、もし必要でしたら、2004年度版、更に2005年度版を見て頂ければと思います。

それから、悪意じゃない事例として。私も自分自身の経験としてエクソンとエプソンが悪意じゃないと自分でも思っています。最近の話題として、いわゆるアップルさんのiPhone。実はAIPHONEは登録商標がございました。愛知のメーカーさんですね。これは今、両社で話し合いをされているという記事が載っていました。ただ、アップルさんも、故意・悪意を持っている訳じゃなくて、多分私の推測です。iMac、iPodシリーズとしてiPhoneというふうに戦略的に多分こういうふうに来て、たまたまこうなっちゃったんじゃないかなと。決してこのアイホンさんのブランドをフリーライドする意図はないと、私は思っています。これも悪意じゃないんじゃないかという事例で紹介させて頂きました。ただ、これもアイホンだと発音可能ですので、これらは同じ分類ですので非常に問題だろうという事で、多分今、話し合いをされているという記事が載っておりました。

では、これから私が勝手に推測するところでございますので、ご異論もあると思えますけれども、今日はYKKさんもいらっしゃるので、ちょっと本当かどうか分かんないんですけども、私がYKKさんのプレス・リリースから見たところでお話をさせていただきます。

実は、YKK、YPPという事例で、これはYKKさんが非常に努力されたという事でございます。ただ、韓国では非類似という事になっているそうです。では他の国では、どうかという事ですが、プレス・リリースでは、アメリカと中国では類似だとの判断が出ているとのことです。先程、中国での3文字の事例をみて、やっぱり中国の場合、最初のYY、これが同じというのが結構効いているのかなと思います。たまたま最初の文字が同じだというような事も記事に載っていますので、そこがあったのかなと思われま。ここだとYとPPとKK、これ繋げているというところも似ていますけれども、これあと3分の1は違っていますので、ちょっとこの辺はどうかなと思いますけれども、先程の審査基準で最初のYが同じだということも重要とされておりますし、それとあらゆる努力をされていると思います。更に、ちょっと遠くから見るとほとんど同じに見えますので、これも類似だと判断された理由の1つかとも思われますが、それは私の推測で真意は分かりませんが、アメリカと中国では類似だという判断がされたので、先方はKPPと変更したようです。

次に、このNGKさん、これも3文字で非常に難しいんですけども、これはホームページから取らせて頂いております。このNGK、NCKまたはNOK、こうなると、この辺のGとCとO、この辺は非常に似ていますし、丸くて赤い同じ外形の中に文字を使っていると、多分

これは類似になる、類似だと思います。ただ、ちょっとこういうふうに変えちゃった場合に、色が違って変えた場合どうかなと。ただ、同じ分類にやればいいでしょうけれども、ちょっと3文字なものですから、色とフォントを変えちゃった場合にどうかなと。この辺はちょっと分かりません。この上は類似だというふうには言えると思います。たまたまこれもまたお断り出来なかったので、これは2004年度版のIPGの事例集に出ております。そこのページを見て頂ければ、本当はここを見て頂いた方が良かったんですけども、ここでは全くこういうのを使っていません。これもちょっと悪意というんですね。これそっくりですから、ここは。という事で、これは類似になるだろうなと。ただ、先程の色とかフォントを変えた場合、どうかなというのは結構まだ議論の余地があるけれども、微妙な所かもしれません。それから、4文字、これはもういつも出ていますので、よく知られ、又有名ブランドという事もありますし、こういうのがありますので、これは問題ないなと。実は私、昔のこのエプソン（EPSON）の事例を見ますと、エプソム（EPSOM）です。あるかなといったら、実際こういうのが出てきてまして、これはほんの一瞬出ただけです。これは多分類似だと思います。

では、こうした場合どうなのかと。色を変えちゃって、こうした場合どうかなと。これはどうかなという事で、勝手に私が作ってみました。これこの赤になると、今度逆にエッソ（ESSO）さんから言われる可能性がありますし、この非常にこの辺は微妙かなと。ちょっとこれは勝手に想像して今回のためにちょっと作らせて頂いた、こんな事例がある訳じゃないんですけども、こんな事例が非常に微妙かなと思います。ただ、一つ言える事はカラーが同じ、ここにありますがけれども、カラーが同じでフォントが同じで、こういうインクカートリッジにもエッソンというんですか、あった場合にはかなりそれは悪意・故意的でありますので、多分行政機関に相談されればと思います。ただ、こっちのカラー赤になった時どうかなというのは、ちょっと私では分かりません。厳しいかもしれません。ですから、こっちカラー青になると、多分可能性があるんじゃないかなと。これは勝手に私が言っておりますので、法的な根拠は別にございませんけれども、こういう意味合いじゃないかなと思います。またこの辺も是非皆さんで議論して頂ければ宜しいかと思っております。こうだというような色々な意見があればと思っております。

それから、ホンダさんの例ですね。これは先程の事例（HAODA、HONGDA）は類似だと思われませんが、ホンダさんの方いらっしゃいますけれども、HONGFUDAは、これは非類似だというふうに判断されております。それからこれ、キヤノンさんの例。これも非常に有名な話で、キヤノンさんのニセモノの電卓ですが、これが出て、これ一応中国では類似、行

政機関では類似だというふうに言われると思います。ただ、ここでちょっと3文字違ってしますので、ちょっとどうかなという別な意見があると思うんですけども、たまたまこの件は私が発明協会さんのセミナーで、アジア諸国の商標審査官の何人かに模倣品の話をした時に、この事例で皆さんに聞いてみたんです。そうしたら半分の国の方が類似だと、半分の国の方は非類似だと言っていました。だから、これ結構分かれる所じゃないかと思います。多分日本では非類似になるんじゃないかなと思います。ただ、分かりません。その類似だと言っていた人の意見の理由は、まずこのキヤノンさんのフォント、これはもう完全に特殊なデザインをされています。このCとかAとか、これはもう完全にデザインは特殊なデザインです。これは完全に使っているんじゃないかと。だから、そういう意図的に使っているし、ですから、これについては類似かなと。では、フォントをこれをした場合どうかなという事ですね。これはちょっと似ていますけれども、赤にしていますけれども、どうかなと。こちらにしたら、もう色が変わってこうしたら多分私は類似にならないんじゃないかなというふうに思います。やっぱりここかここ、ここまでいけるかどうか分かりませんが、ここまできなというこれは勝手に私が思っていますけれども、イメージとしては色とフォントのデザイン、ここがやっぱり重要じゃないかなと思います。行政機関に聞いて確認した訳じゃないので、ただ、私の今までのイメージではここまでは類似でいけるか、これは違うんじゃないかなというふうに勝手に思っています。

あと先程のスターバックス、これは訴訟になった事例でございます。スターバックスはこれ中国の方はこういうふうに読みかえるというふうにある方はおっしゃっていました。これについては、上海の裁判では類似だという判断が出ているという事だそうです。

もう一つ、ちょっと今日もみえているので申し訳ないんですが、トヨタさんの例でございます。これはちょっと私の車のエンブレムを撮ったんですけども、これ非類似になってしまったというので、これもかなり微妙な事例だと思います。ぱっと見て似ているという人もいるし、違うという人もあると思うので、ただ、今回の中国での1審では、これは非類似になったんですけども、以前にこの裁判に関係した人じゃないですけども、中国の知財関係の判事を辞めた方のお話を聞いたら、1つはこういう車というのは何百万もする高い買い物だと。高い車だったらよく見るから、よくじっくり検討して、ぽっと100円とか200円でぽっと買うのであれかもしれませんが、こういう高い買い物はじっくり見るから違うことが解かるのだというような話を聞きました。その様な理由もあるかもしれない。ただ、それだけじゃないかもしれませんが、これ非常に微妙な例だと思います。今回のトヨタさんの訴訟については非類似に

なりましたけれども、私もこの非類似について少し疑問も有りますが、逆の意味で、はっきりして良かったんじゃないかと。というのは、もしこれがはっきりしなくて、何か事故を起こした時、PL問題でトヨタさんが責任を問われることはないと思います。消費者が間違っただけでトヨタさんの品質のいい車をイメージして買ったんだから、トヨタさんに責任を持つと言われても、逆に訴訟の判決で、トヨタさんの車とは間違わないと言ってくれたのでトヨタさんには責任がないことを、裁判所自身が認めたと解釈できる。この辺がグレーゾーンのところでもたまたまこうなったという事がありますので、これはやっぱり判断してもらって良かったんじゃないかと。いや、我々が言うんじゃないかと、トヨタさん自身もそういう見方もあるんじゃないかなと勝手に思っております。

それからもう一つ、この例が非常に問題で、これですね。これはどうなるかという事で、これ多分日本とかアメリカはF o r をつけた場合、商標権の使い方じゃないと言われると思います。日本でも一応F o r . . . とかについては商標権侵害にはならないという判断が出ています。ただ、中国の場合、フォントが同じでカラーが同じでという事になると、商標権侵害で摘発してくれると思います。このエプソンと、これはキヤノンさんの例ですけれども、イメージで話して、I I P P Fの官民合同ミッションの時に、北京の商標局にお邪魔させて頂いて、この話をさせて頂きました。私は、この時担当じゃなかったのですが、A I Cの副局長がどう判断をしたらいいのと質問に受けた形で、やっぱりカラーが同じ、フォントが同じものは例えF o r E P S O N、F o r C A N O Nでも商標権侵害してよと。ただ、A I Cの方は、大きさが余り小さかったら違うねという様なことを言っておりました。という事で、エプソンの場合も、これ遠くから見ると、ここにF o r . . . とありますけれども、エプソンブルーを使っていますから、ぽっと見たらエプソンで、このキヤノンさんなんかまさに私が杭州で2つ買ったんですけれども、私は遠くから見た時はキヤノンさんの本物だと思っていました。買って見たらC A N O Nの前にF O Rがあるという位ですから、これはもう本当に意図的で消費者は間違うと思います。という事で、一応A I Cではこのクラスだと商標権侵害で多分やってくれると思いますので、もしこういうのがありましたら、ご相談したらどうかと。この辺の話はミッション時の会議録にも載っていますし、そういう話を私もした記憶がございます。

最後の事例になりますけれども、実は事例が他にあるんですが、今回そのまま載せられなかったのが、勝手に私が作って来ました。これA B C 007スパイを勝手に作ってみました。007でこうやった場合、こういうのはどうなるかなと。この辺はちょっと違うんですけれども、ここが全く同じで、ここがかなり有名だとなった場合、3段にした場合、どうなるかなと。2段



でも結構あると思いますけれども、先程も中国の事例がありました、3段にした場合どうかという事で、これは今後の検討事項かなと。一般の消費者を含めて、こっちを見ますから、ここが有名な商標であり、これは全く全部同じだと、ここが少し違うところがどうか等々で、この辺は今後の課題じゃないかなと思っています。

もう一つ、これも有名な話で、皆さんには、実際の事例は出していないのですけれども、こういうふうには実際はこういうところで、これ勝手に名前をつけましたけれども、実際のメーカーさんの名前（特に家電のメーカー）がいっぱい出ているそうです。ここだけ薄くしているのですね。今回は、皆さんのテキストには濃く出ちゃいましたけれども、実際はこういうふうにして商品で使っている訳ですね。こういう場合どうかという事で、これも今色々問題が出ているようでございます。これは今後の課題じゃないかなという事でございます。

予定の時間なので、閉めたいと思いますけれども、今回私は、メーカー（権利者）の立場で法的な話ではないので、法律家の方に言わせると、お前、勝手な事を言っているんじゃないかと。私は、メーカーの立場でこういうような事例というのを色々集めました。もし皆さんのところで、これはA I Cがやってくれたという事例がありましたら、是非それを皆さんが共有して、こういう事例があるから我々の所もそうなんだというような事が出来れば一番いいんじゃないかなという事で思っております。皆さんが、このI P Gのメンバーになられているので、是非事例を提供して頂いて、こういう物があるんだと。それを集めて、皆さんが、A I C等でお話される、前回海関総署と色々話をされたという事ですけれども、A I Cとも話をされ、行政機関はどの辺までやってくれるんだという事が分かると思いますし、皆さんも情報を共有出来ると思います。ただ、なかなか皆さんこういう事例を出したがない。決着がついてもなかなか出たがないというのは分かりますけれども、是非その辺は出して頂ければ、皆さんの模倣品をなくすために特に類似商標をなくすために役立つんじゃないかなと思ひ、勝手に皆さんにご提案をさせて頂きましたので、是非上海I P Gでご検討頂ければと思います。

今までいろいろお話をしてきましたが、比較的日本の類似の範囲は狭いんじゃないかなと、日本は。比較的これは事例によってちょっと違う事例もありますけれども、中国の方が行政機関、広く類似の範囲を見てくれるという傾向がございますので、多分皆さんこちら（中国）で特に現地で来られて、こういうのが出ちゃったと。大体日本の本社の方に報告しますと、一見して、これは日本では類似にならないよというような事が言われるかもしれませんが、国が違う、先程夏先生も言ったように違うし、私の今までの感覚・経験では中国の方が広く解釈された。ただ、その中で一つ大事なのは、それが故意なのかフリーライドなのか悪意なのか、

その辺がどこか？何か証明出来ればよりいいんじゃないかと思います。単に似ているのではなくて、それは故意にやったとか、先程のフォントとか色とか、故意にやったとか悪意だったと、これがある程度実証出来れば違うんじゃないかと思っています。これはもう勝手な私の推測ですから違うかもしれませんが、そんな事を思っております。

という事で、私の方はこれで少し時間がオーバーしたかもしれませんが、お話を終了させていただきますが、先月2月の読売新聞にこんな記事が出まして、日本に行けばブランド品は本物。中国の方が日本へ来てブランド品を買うという記事が読売新聞に載っておりました。そんな事で、今後はそういう事にならないように、それだけ今中国は模倣品が多いという事かもしれません。こんな記事が載らないように是非模倣品を撤退していくことが、皆さんの努力でされればと思っております。

色々勝手な事を言わせて頂きましたが、私の今までの経験のところで、こんな事をこういうふうにしたらどうかなという事で、この位だったらやってみたらどうかなというような事でお話をさせて頂きました。ご清聴頂きありがとうございました。……（録音終了）……